

緩和ケア病棟整備事業（施設・設備整備費補助）の概要

1 目的

この事業は、都内の民間病院等が行う緩和ケア病棟の施設・設備整備事業に対して補助を行うことにより、緩和ケア病棟の整備を促進し、緩和ケアの充実を図ることを目的としています。

2 補助対象者

医療法（昭和23年法律第205号）に基づく東京都内の病院の開設者（国、独立行政法人国立病院機構が設置する病院を除く。）

3 交付の条件

(1) 在宅医療との連携

緩和ケア病棟に入院する患者が在宅での療養を望む場合は、可能な限りこれに応じられるよう努めるとともに、在宅で緩和ケアを受ける悪性腫瘍の患者等が緊急時に入院できるよう、地域の在宅医療を担う医療機関等と連携を行うこと。

(2) 東京都への協力

東京都が実施する緩和ケアに関する事業に協力すること。

※緩和ケア病棟とは

ここにいう緩和ケア病棟とは、**緩和ケア病棟入院料の施設基準**を満たす、悪性腫瘍患者等を収容し緩和ケアを専門的に行う病棟をさします。

4 補助対象経費

施設整備	緩和ケア病棟の新築、増改築及び改修に要する工事費	
	ただし、次に係る費用は対象外となります。 ・土地の取得又は整地に要する費用 ・門、さく、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用 ・設計その他工事に伴う事務に要する費用 ・既存建物の買収に要する費用 ・その他整備費として適当と認められない費用（例：既存設備の解体・撤去費用等） 不明点があれば事前にご相談ください。	
設備整備	緩和ケアのために必要な設備及び備品の購入に要する費用	
	品名	規格等
	ギャッジベッド	ギャッジベッド（3モーター以上のものとする） その他ギャッジベッドに付属する備品 （マットレス、サイドレール、サイドテーブル）
	特 殊 浴 槽	次に掲げるいずれか1基とする。 (1) 順送式浴槽 (2) シャワー浴槽 (3) 車椅子浴槽

設備整備	その他緩和ケア 病床の運営に 必要な設備	ベッドサイドキャビネット ベッドサイドロッカー 談話室（食堂、面談室）用テーブル及び椅子 ロビーチェア及びテーブル 介護用電動リフト（移動可能）及び専用シート 家族用折畳式ベッド及びマットレス 車椅子 その他、介護に必要な設備で知事が認めるもの
------	----------------------------	---

4 補助基準等（※）

区分	補助基準				補助率	補助限度額
	基準単価	基準面積	基準病床数	補助基準額		
施設	1 m ² 当たり 361,600円	1 床当たり 30m ²	20床	216,960千円	3 分の 1	78,720千円 (※)
設備	—	—	—	19,200千円		

※ 補助限度額は、施設整備及び設備整備の合計額としています。

6 その他留意事項

- (1) 都の内示通知後から入札を行うことができます。内示前に事業に着手した場合は、補助対象になりませんので御注意ください。
- (2) 100,000円以上の物品の備品購入費が補助対象経費となります。消耗品費、接続費、設置費、工事費等は補助対象外となりますので、除外してください。
- (3) 施設整備について、土地は借地であっても補助対象となりますが、建物については、自己所有であることが補助の条件となります。また、土地・建物に根抵当権が設定されている場合は、補助を受けることができません。
- (4) 判断に迷う点やご不明な点等ございましたら、担当までご連絡ください。

東京都保健医療局 医療政策部
 医療政策課 がん対策担当 村田・新井
 電話：03-5320-4389（直通）